



NPO 法人社会的責任投資フォーラム・株式会社きんざい 共催



SRI レポートコンテスト 結果発表

SIF-Japan では、SRI 市場に関する研究報告を促進、成果を情報発信する目的で、株式会社きんざい様との共催「SRI レポートコンテスト」を実施いたしました。結果は以下の通りです。

最優秀賞：該当者なし

優 秀 賞： 波多野 綾子氏

「NPO バンクの活用に向けた法整備の必要性について」

※今回は入賞該当作品が少なかったことから、社会人・学生の部門分けをせずに、全体での選考となりました。

入賞作品の全文は、副賞として来春刊行予定の「日本 SRI 年報 2011」上で発表いたします。

「NPO バンクの活用に向けた法整備の必要性について」

【論旨】

市民セクターが行政とともに公益を担っていく主体として社会において果たす役割は、年々大きくなっている。しかし、日本におけるソーシャル・ファイナンスは欧米に比べて非常に小さい規模に留まっている。本稿は、ソーシャル・ファイナンスの担い手の中でも代表的といえる「NPO バンク」と呼ばれる団体に着目し、その活用に関して、資金の「借り手」（事業者）、「出し手」（市民）、「貸し手」（金融機関）というステークホルダーそれぞれが抱える問題の背景に NPO バンクに関わる制度的問題が存することを明らかにし、その上でそれに対する解決試案を提示することを目的とする。

まず、借り手側の問題として、①プロフェッショナルリズムや事業性のある NPO の少なさ、②財務管理が行える人材の不足に加え、③借入のために（団体代表者などの）個人の保証などが必要とされといった制度上の問題があげられる。また、貸し手側の問題としては、①NPO バンクの認知度が低いこと、②借り手の潜在ニーズを発掘する力や投融資の促進を下支えする経営支援能力（人材）が貸し手側に不足していることがある。その制度的背景としては、NPO バンクをサポートする法制度が整っていないことを指摘できる。

現在の NPO バンクをめぐる法律を見ると、①NPO バンクへの資金提供は、一般の「銀行法」が適用される銀行とは異なり、「元本」の保証は許されず、原則として「出資」として扱われるため、預金保険、政府の融資や助成金、税制優遇（控除）のような支援策はない。また、②経済的利得を得てしまうと金融商品取引法の適用を受け、厳しい規制にさらされるため、経済的利益を得ることができず、運営資金や事業資金の確保が妨げられている（主に消費者金融を対象とした貸金業法の改正においても、当初適用除外を受けることができなかった）。さらに、

③現状、特定 NPO 法人は直接出資を募ることができない。そのために、法人格を組み合わせた出資・融資のスキームが使われているが、複雑かつ責任の所在が曖昧になるという問題がある。

このように、日本での、営利目的の企業を想定して作られている現行法の下でのアプローチには限界があり、NPO バンクに合った法整備が不可欠である。寄付や出資をより柔軟に受けられ、かつ経済的利益をあげることを認められつつ、金商法や貸金業法の適用例外が明示的に認められる NPO バンクに適した新たな法人格をまず創設するべきである。このような制度的支援によって、社会的リターンを生み出す非営利金融に資金を循環させ、ソーシャル・ファイナンスの活性化から NPO や社会企業などのエンパワーメントを行うことが可能になる。そこに行政の穴埋めや請負、不況時の一時的なブームに終わらない、真のソーシャル・ファイナンスが生まれれば、市民セクターが社会問題を解決し、活力あふれる社会への道を切り拓く一助となるだろう。

波多野 綾子

東京大学大学院法学政治学研究科（法曹養成専攻）

東京大学大学院情報学環教育部研究生

日本・アジア学プログラム履修生

【総評】

社会的課題の解決に取り組む NPO や社会企業の活動の持続には、安定した資金の裏付けが不可欠であり、従来の金融では対応できない社会的ニーズに対して資金を供給するソーシャル・ファイナンスの役割が注目を集めている。わが国のソーシャル・ファイナンスは他の先進国に比べて未成熟であり、それが NPO 活動や社会的事業の拡大を阻む要因の一つとなっていると見られている。

筆者は、NPO バンクに焦点を当てて、わが国のソーシャル・ファイナンスの課題を整理し、その発展に必要な法制度の整備を提案している。本論文は、分析の目的および論旨の展開は明快で、全体の構成もまとまっており、一定の説得力をもっている。

以下で、審査結果にいたった理由と今後の検討課題について述べよう。まず、本論文の評価すべき点は、以下のとおりである。

第一に、わが国の NPO バンクの問題を借り手と貸し手の双方から適切に分析し、わが国の課題が、NPO への資金供給が十分でないことにあるのではなく、むしろ借り手のニーズに適合した資金が供給されていない点にあることを浮き彫りにしている。借り手には、制度環境の不備に加えて、社会事業に取り組む覚悟、財務管理などに関する専門的知識の不足があり、貸し手である NPO バンクには、融資ニーズの発掘やマーケティングなど専門能力と経営能力の不足があるとする事実認識は、傾聴すべきものである。

第二に、こうした現状をもたらしている要因として制度環境に焦点を当て、NPO バンクは、出資に関しては金融商品取引法、融資に関しては貸金業法の適用を受けている現状を説明し、それによって生じる問題やこれまでの制度的対応をよく整理している。NPO バンクへの資金

提供は出資とみなされるために、政府による融資や助成のみならず税制上の優遇のようなサポートが得られないこと、法人格が存在しないために複雑な仕組みを余儀なくされることなど、コストや責任の所在の面でさまざまな障害が発生していることがわかる。

第三に、これらの分析を踏まえて、「非営利バンク法人」の設立を提案し、そのために必要な法制度整備について提言にまで結び付けている。寄付の税控除、有限責任の出資制度、出資に対する配当の分配、一定条件を満たせば貸金業法規制の対象外とすること、行政や一般金融機関との連携を促進する制度など、社会的受け皿の準備と法的支援が必要であるとする。

一方で、本論文はいくつかの克服すべき課題があり、さらなる検討が必要である。第一に、提言部分の検討が不十分であるために説得力が薄い。NPOバンクを支援する法人制度として「非営利バンク法人」を創設しようという提案の趣旨はわかるが、それがどのような法人制度であるのか、具体像が見えてこない。詳細な制度設計まで示す必要はないが、金融商品取引法や貸金業法の適用を除外するのであれば、せめて、どういう場合に「非営利バンク法人」として認められるのかといった認定要件を示すべきではないか。配当の有無や上限など資金の集め方を基準に判断するのか、あるいは貸出先を基準に判断するのかなど、認定にはいくつかの方法が考えられ、それによって制度の性質も違ってくると思われるからである。この提言部分が本論文の中心であるだけに、具体性に欠けた点が惜しまれる。

第二に、表題は「ソーシャル・ファイナンス」を標榜しているが、検討の内容はNPOバンクに絞られており、この点で論文全体の整合性に疑問が残る。ソーシャル・ファイナンスの中で、なぜNPOバンクに焦点を絞るのか、その理由が明記されるべきであった。そのうえで、内容に即して表題を工夫されることをお勧めしたい。

以上

審査員(敬称略)

座長：首藤 恵(早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授)

金井 司(住友信託銀行株式会社企画部 CSR 担当部長)

水口 剛(高崎経済大学経済学部教授；SIF-Japan 共同代表理事)

河口 真理子(株式会社大和総研 環境・CSR 調査部長；SIF-Japan 共同代表理事・
事務局長)